



30 消安第 2940 号  
平成 30 年 9 月 25 日

動物検疫所長 殿

動物衛生課長

国際交流競走出走後帰国しない競走用馬の取扱いについて

日本において開催される国際交流競走に出走することを目的として日本向けに輸出された競走用馬（以下「国際交流競走出走馬」という。）は、「リスト国から日本向けに輸出される国際交流競走出走馬の家畜衛生条件」により輸入され、国際交流競走出走后 60 日（輸入検疫解放日から輸出検疫開始前日まで）以内に帰国することとされており、国際交流競走出走后に繁殖用に用途が変更され、国際交流競走出走后帰国せずに日本に継続的に滞在する競走用馬の取扱いについては特段の定めがなかったところである。

今般、国際交流競走出走后、国際交流競走出走馬を繁殖用に転用し、継続的に日本に滞在させる場合は、馬伝染性子宮炎の検査を実施し、陰性を確認することで転用を認めることとした。については、別紙のとおり関係者宛通知したので、了知の上、本件に係る動物検疫の実施に当たっては的確に対応されたい。

